

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成21年をピークに減少傾向にあり、令和7年1月31日現在では71,344人、高齢化率は29%となり、労働力人口の減少に直面している。また、令和3年経済センサス活動調査によると、市内事業所の46%を卸売業・小売業、製造業、宿泊業・飲食サービス業が占め、全国的な統計と大きな違いはないが、従業者数では、34%を製造業が占め、特徴的な産業構造となっている。

このような環境の中、市内の中小企業者は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すれば、産業基盤の中核を担う中小企業者の経営は行き詰まる懸念がある。

市内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることにより、当該企業者が人手不足の中においても事業基盤を確立し、市内で安定した事業を継続することができる体制を整え、後継者が事業を引き継ぎたい、拡大させたいと思えるような企業を増やすことが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

本計画の策定により、市内の中小企業者に先端設備等の導入を促すことにより、生産性を抜本的に向上させ、中小企業者が人手不足の中においても事業基盤を確立し、安定した事業を継続することができる環境を整える事を目標とする。

本計画の目標値として、本計画に基づく先端設備等導入計画の認定件数を年間20件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、市の中心部の農振農用地や山間部で広く行われている農業や、企業団地における製造業、城下町におけるサービス業など多岐にわたる。多種多様な業種が本市の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上の実現が求められる。そのため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める指定設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、城下町、鉄道駅周辺、工業団地、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現させる観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多種多様な業種が本市の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、本計画の対象業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、ICT技術の導入などによる業務効率化、省エネの推進による経費の削減など多様である。したがって、本計画においては年率3%以上の労働生産性の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本計画は、市内の中小企業者が人手不足の中においても事業基盤を確立し、安定した事業を継続することができる環境を整える事を目標としているため、市内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で先端設備等を導入する事業に限る。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員の削減を目的とした先端設備等の導入、公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定対象とはしない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。